

職場における安全衛生の取組について

転倒災害防止対策・腰痛予防対策に取り組みましょう

床面のすべり、床の荷物によるつまずき、階段からの踏み外し等の転倒災害を防止するため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の実施、ヒヤリハット情報の共有、段差など転倒しやすい場所の注意表示などに取り組みましょう。

腰痛の発生が比較的多い作業は、荷物を取り扱う運送事業のドライバー、医療や福祉分野における看護・介護業務を行う方々です。

作業方法の見直し、腰痛予防体操、作業標準の作成、労働者への教育の充実等、腰痛予防に取り組みましょう。

特に、看護・介護作業では、ノーリフトケアの導入に取り組みましょう。



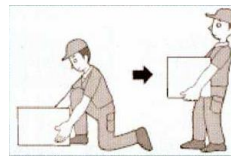
ながら歩き禁止



すべり注意



つまずき注意



高齢労働者、外国人労働者の労働災害防止対策を推進しましょう

転倒や墜落・転落をはじめとして高齢労働者の身体機能の低下による労働災害が増加しています。

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に定める事項を実施しましょう。

技能実習生等の外国人労働者に対しても労働安全衛生法令に基づき適切に健康診断の実施や安全衛生教育の実施をはじめ、労働災害の防止に取り組む必要があります。

母国語による教育用教材も活用しましょう。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



交通事故による労働災害の防止・荷役作業での労働災害の防止

● 荷物の配送を依頼する荷主・配送先の事業者も協力してドライバーの労働災害を減少させましょう。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を遵守しましょう。

荷主の皆様は、トラック運転者の過労運転を防止するため、改善基準告示等を遵守した運行が可能となるような発注条件等に配慮しましょう。

運転者を雇用する事業者、荷主、配送先、元請事業者の皆様は、作業者が安全な荷の積み込み、積み降し作業に従事できるよう協力してください。

令和5年10月1日より、積載荷重2トン以上の貨物自動車の荷役作業時の保護帽の着用、昇降設備の設置が必要となります。

令和6年2月1日より、テールゲートリフターを使用した荷役作業に特別教育が必要となります。



交通労働災害防止



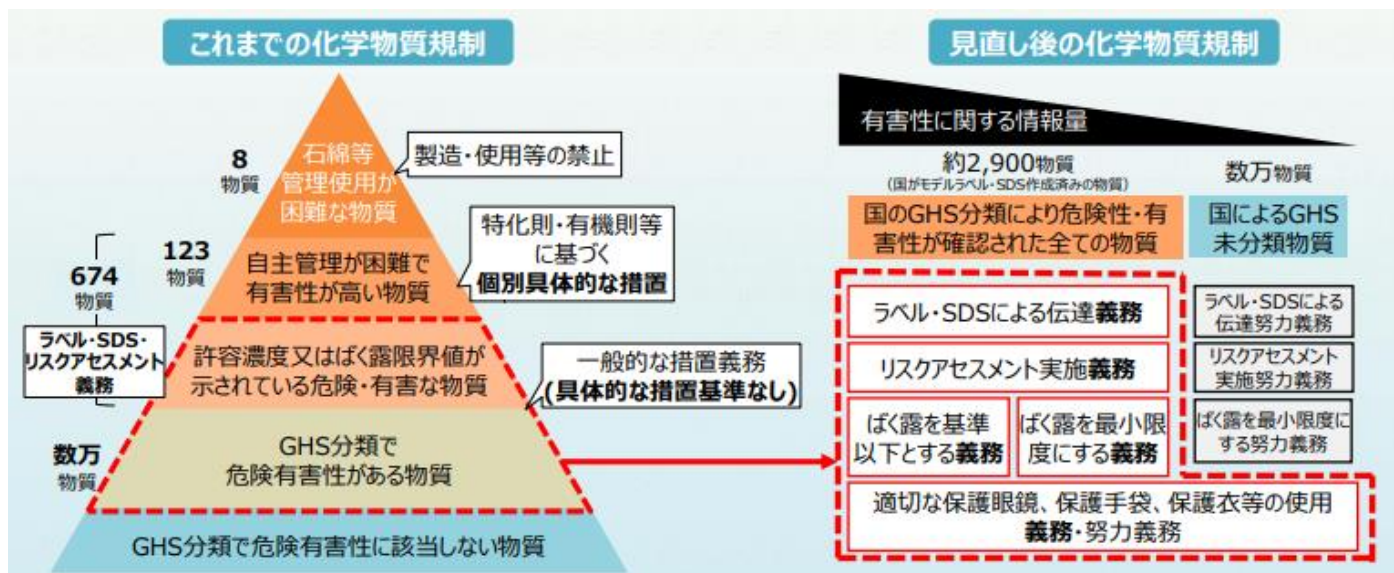
荷役労働災害防止

化学物質による負傷・疾病の防止 ～自律的な化学物質管理に向けて～

- 事業者が自らリスクアセスメントを実施し、労働者が化学物質にばく露することによる労働災害・疾病の防止対策を講じましょう。（改正政省令について、順次施行されます）

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には危険性や有害性が不明な物質が多く含まれています。化学物質を原因とする労働災害は、年間 450 件程度で推移しており、法令による規制対象外の物質を原因とするものは約 8 割を占めています。また、がん等の重大な遅発性疾患も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度が導入されました。（下図）



ポイント①

ラベル表示・SDS 交付や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します。

ポイント②

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。（濃度基準値設定物質が対象）

ポイント③

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます。（健康障害のおそれがないことが明らかな物質以外）

ポイント④

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます。
（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

改正法令の
全体像



新たな化学物質規制

無料の
相談窓口



無料相談窓口の案内

「治療と仕事の両立支援」の取組 ～病気になっても働き続けられる職場づくりを～

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療をうけながら、生き生きと働き続けられる社会を目指しましょう

労働者の健康確保という位置づけとともに、貴重な人材資源の喪失防止にもつながります。さらには、多様な人材の活用を通じた労働者のモチベーションや生産性の向上、人材の定着にもつながります。



ポータルサイト

健康診断の実施、過重労働による健康障害防止

● 職場における健康診断の実施について

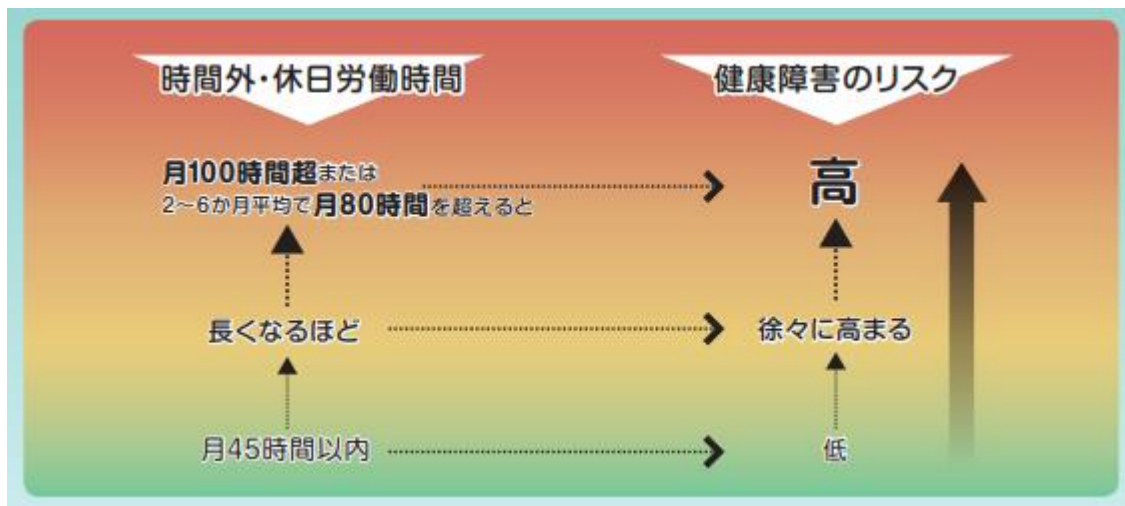
事業者は、常時使用する労働者を雇い入れた際、及びその後、1年ごとに1回の定期健康診断を実施しなければなりません。（※深夜勤務等の業務に従事させる者は、年2回。その他、有害物等を扱う業務に従事する者は、各種法令により特殊健康診断等を実施しなければなりません。）

健康診断の結果、異常の所見がある労働者については、当該労働者の健康保持のための措置について、医師から意見を聴かなければなりません。

● 過重労働による健康障害防止（医師による面接指導）

過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患等（いわゆる過労死）防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。

また、やむを得ず、時間外労働と休日労働の合計が月80時間を超えた労働者がいる場合、事業者は当該労働者からの申し出があれば、医師による面接指導を行わなければなりません。



メンタルヘルス対策の取組と「ストレスチェック」の実施

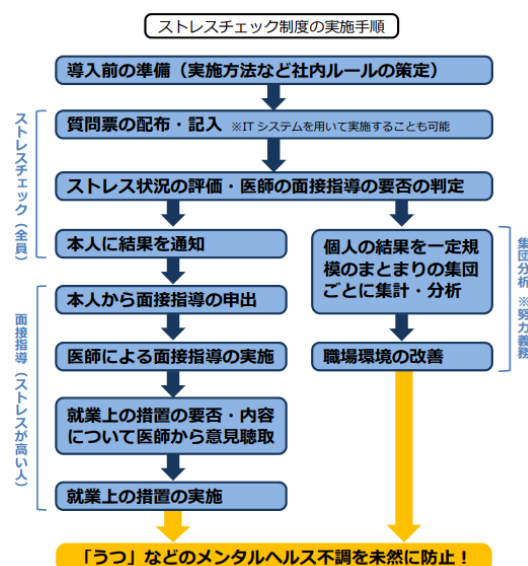
仕事において強いストレス、不安を感じる労働者は、増加傾向にありますので、職場におけるメンタルヘルス対策が大切です。

メンタルヘルス対策では、「一次予防（メンタルヘルス不調者の未然防止）」、「二次予防（メンタルヘルス不調者の早期発見、早期治療）」、「三次予防（メンタルヘルス不調者の職場復帰支援）」を総合的に進める必要があります。

ストレスチェック制度は、メンタルヘルス対策の一次予防の取組の一環にあたります。

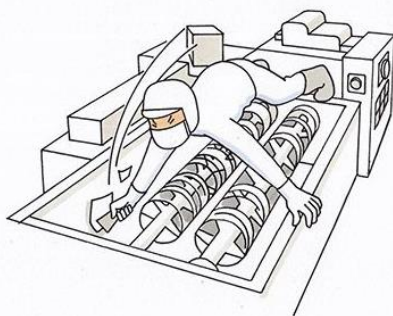
ストレスチェック制度では、高ストレス者は医師の面接指導を受けることができますが、当該労働者に対する不利益な取扱いには禁止されています。

ストレスチェックの実施に際しては、集団分析を実施しましょう。



無料相談窓口
「こころの耳」

混合機に「はさまれ・巻き込まれ」



食品加工用混合機（ミキサー）を用いてそばの生地を製造作業中、機械内に飛び散り、側壁に張り付いたそば粉等の原材料を掻き落としていたところ、腕が攪拌軸に巻き込まれた。

●原因● 混合機の運転を停止させず、同機械の内部では攪拌軸が回転している状態で、機械内の側壁に付着した原材料の掻き落とし作業を行ったこと。

◎対策◎ 機械の蓋を開けて作業を行う際は、当該機械の運転を停止。扉を開けた場合、当該機械の運転が止まるインターロック構造とすること。

脚立からの「墜落・転落」



枝の一群の剪定を行い、次の作業に移ろうとしたとき、脚立の８段目附近（高さ約 2.3m）から体のバランスを崩して下のコンクリート通路に墜落し、頭部を強打し死亡した。

●原因● 脚立の転移防止措置、墜落制止用器具等を木に取り付けるなどの墜落防止措置を行っておらず、また、保護帽を着用させていなかったこと。

◎対策◎ 安全作業手順（脚立の転移防止、墜落制止用器具、補助ロープの取り付け、保護帽の着用等）を定め、その手順に従って作業を進めること。

フォークリフトによる災害



フォークリフトの積荷の荷崩れを直すため、運転席から身を前方にのり出して、荷役操作レバーが体の一部に接触して、マストとヘッドガードとの間にはさまれ死亡した。

●原因● 運転席を離れる時は、フォークを最低下降位置に下げ、さらに、原動機を止め（キースイッチを OFF 状態にする）、ブレーキを確実にかける必要があるにもかかわらず、それらを行わずに運転席を離れたこと。

◎対策◎ 安全な作業を行うための作業計画を作成（運転席を離れる際は、原動機を停止等行うこと）の上、当該計画に沿った作業を行うこと。

化学物質による災害（中毒）



工場床面に付着しているテープ糊痕を落とす作業で、たまたま作業場に置いてあったスプレー式のパーツクリーナーを床に吹き付けながら剥ぎ取り作業を行っていたところ気分が悪くなり、検査の結果「急性薬物中毒」と診断された。

●原因● ヘキサンやエタノールなどを含有しているため、噴霧することで、空气中に揮発する有機化合物の濃度が高くなることに対する認識が不足。また、本来用途と異なる使用を行っていた。

◎対策◎ 送風機によって新鮮な空気を送る。このとき、作業員や周囲の人が風下に来ないようにすること。また、適切な防毒マスクや耐溶剤手袋を使用すること。（※リスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を図ること）

【問い合わせ先】 奈良労働局労働基準部健康安全課（0742）32-0205

奈良労働基準監督署（0742）23-0435 / 葛城労働基準監督署（0745）52-5891

桜井労働基準監督署（0744）42-6901 / 大淀労働基準監督署（0747）52-0261

